

篠原・植田税理士法人（非営利セクターチーム）による公益法人に関する情報を伝えるメールマガジン

本メールは、篠原公認会計士事務所グループのお客さまを対象に公益に関する情報共有を目的として、当グループの非営利セクターチームよりお送りしております。

このメールマガジンでは、私たちが提供できることで、皆さまが欲しいと思う情報をできるだけお届けしたいと考えています。

受信を希望されない方には失礼をお詫び申し上げますとともに、配信停止手続きをお願い申し上げます。配信停止をご希望の方はお手数ですが、本メール末尾をご参照ください。

.....
I n d e x

行政庁からのお知らせ ・ 最新動向について

全国申請状況	・	・	・	・	・	・	・	2013 .	1 .	7	速報版
公益認定等委員会だより（その21）	・	・	・	・	・	・	・	2013 .	1 .	1	発行分
整備法施行規則及び公益認定等ガイドラインの一部改正について	・	・	・	・	・	・	・	2013 .	1 .	23	公表分

N e w s ・ お知らせ

平成 25 年度 税制改正大綱の公表	・	・	・	・	・	・	・	2013 .	1 .	29	閣議決定分
特例民法法人における監査上の取扱い」の改正について	・	・	・	・	・	・	・	2013 .	1 .	24	公表分

（日本公認会計士協会）

今月の T o p i c

平成 24 年 4 月に移行された法人の定期提出書類	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	事例研究
----------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------

=====

行政庁からのお知らせ ・ 最新動向について

全国申請状況 ～統計情報～

公益認定等委員会だより（その21）

整備法施行規則及び公益認定等ガイドラインの一部改正について

全国申請状況 ～統計情報～

全国の申請状況に関する最新情報のお知らせです。

平成 24 年 12 月末時点：全国の申請状況（平成 20 年 12 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日）

行政庁からのお知らせ詳細

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E794B3E8AB8BE78AB6E6B381EFBC88H24.12E69>

全国約 24,000 件（うち、約 1,500 法人は解散を予定しているため実質は、約 23,000 件）の公益法人のうち、平成 24 年 12 月末時点で「移行認定」「移行認可」「公益認定」申請済の法人は、17,077 件（このうち、公益認定申請件数は 268 件）となっています。（内訳は下記）

移行認定 : 8,067 件、 約 35.07%
移行認可 : 8,742 件、 約 38.00%
申請率（ + ） : 約 73.08%
処分率 : 約 41.00% （認定 5,497 件、認可 3,934 件、計 : 9,431 件）

公益認定等委員会だより （その 21）

1 月 1 日発行分の公益認定等委員会だより（その 19）において、以下の内容（一部抜粋）が記載されていますので、気になる点は本文をご確認ください。（p. 3、5）

移行期間の満了日 : 平成 25 年 11 月 30 日（土）

- ・上記期日までに移行認定、移行認可申請をしない場合は、法律により解散したものとみなされます。
- ・上記期日は土曜日ですが、土日は関係なく、移行期日は上記日付となり、平成 25 年 12 月 1 日以降は、移行申請できません。

移行登記日について、平成 26 年 4 月 1 日を希望することは可能です。

移行申請のサポート

民間の専門家を活用した相談会、基礎的研修会、業態別説明会への講師派遣、窓口相談等の活用

税額控除制度の活用

公益社団・財団法人への寄附金に関する税額控除制度の説明

公益認定等委員会だより （その 21） は下記をご覧ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E5A794E593A1E4BC9AE381A0E38288E3828AEFBC88E3819DE381AE21EFBC89.PDF>

整備法施行規則及び公益認定等ガイドラインの一部改正について

前月発行分のメールマガジン（Vol. 14 News・お知らせ）に掲載しました、公益目的支出計画に関する改正が正式に公表されています。

「整備法施行規則及び公益認定等ガイドラインの一部改正について」は、下記をご覧ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E382ACE382A4E38389E383A9E382A4E383B3E381>

AEE694B9E6ADA3.PDF

併せて、公益目的支出計画実施報告書の記載例については、下記をご確認ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E5AE9FE696BDE5A0B1E5918AE69BB8E382A4E383A1E383BCE382B8.PDF>

=====

News ・ お知らせ

平成 25 年度 税制改正大綱（与党）の公表

「特例民法法人における監査上の取扱い」の改正について」の公表

平成 25 年度 税制改正大綱（与党）の公表

今月の 24 日に与党から平成 25 年の税制改正大綱が公表されましたが、1 月 29 日に正式に閣議決定されています。

改正内容のうち、公益社団・財団法人に係るものとして、以下の内容があげられます。

（改正の具体的内容）

・消費税（国税）

公益社団・財団法人が受ける寄附金のうち当該寄附金の募集要綱等（行政庁の確認を受けたものに限る。）において、その全額の用途が課税仕入れ等以外に限定されているものについては、消費税の特定収入から除外する。

（注）上記の改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に募集される寄附金について適用されます。

（検討事項）

・寄附金税制については、これまでの制度拡充の効果等を見極めつつ、その在り方を総合的に検討する。

「平成 25 年度 税制改正大綱」は、下記をご覧ください。

（該当箇所は、p . 81 3 その他（国税）(1)）

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/H25E7A88EE588B6E694B9E6ADA3E5A4A7E7B6B1.pdf>

併せて、「特定収入に係る消費税制上の所要の措置」について抜粋したお知らせとともにご確認ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/H25.pdf>

「特例民法法人における監査上の取扱い」の改正について」の公表

今月 24 日に日本公認会計士協会から、「特例民法法人における監査上の取扱い」の改正について」が公表されています。改正の内容は、用語の修正等で特に法人の会計に大きな影響を与えるものではありませんが、特例民法法人の財務諸表について監査上の取扱いが記載されていますので、

これまでにご覧になったことがない場合は、一読することをお勧めします。
(平成 25 年 1 月 15 日から適用されます。)

>>> 「特例民法法人における監査上の取扱いについて」は、日本公認会計士協会のホームページで公表されています。

ホーム > 専門情報 > 専門情報一覧 > 2013 年 > 「非営利法人委員会実務指針第 35 号
「特例民法法人における監査上の取扱い」の改正について

=====

今月の T o p i c

平成 24 年 4 月に移行された法人の定期提出書類 事例研究

昨年の 4 月 1 日に一般社団・財団法人、公益社団・財団法人へ移行された法人におかれては、今年の 3 月 31 日で最初の事業年度が終了となり、移行後はじめて新制度上の法人の決算書や事業報告書等を作成することになります。

決算を行ううえで、行政庁への提出義務のある書類や事務所への備え置き義務のある書類等を把握することが重要となりますので、以下に簡単にまとめています。ご参考ください。

< 一般社団・財団法人 > * (評議員会) は財団法人の場合
3 月 31 日までに作成する書類

収支予算書

定款に規定がある場合のみ (法律上は作成の義務はありません)
行政庁への提出は不要

事業計画書

と同じ

決算に関する書類

事業報告

- ・ 監事 (会計監査人) の監査を受け、理事会で承認、社員総会 (評議員会) に報告 (注 1)
- ・ 定時社員総会 (評議員会) の日の 2 週間 (理事会非設置法人の場合は 1 週間) 前の日から 5 年間 (従たる事務所は 3 年間) 備え置く
- ・ 行政庁に事業年度の終了後 3 ヶ月以内に提出 (整備法第 127 条)

事業報告の附属明細書

- ・ 監事 (会計監査人) の監査を受け、理事会で承認 (注 1)
- ・ 定時社員総会 (評議員会) の日の 2 週間 (理事会非設置法人の場合は 1 週間) 前日から

5年間（従たる事務所は3年間）備え置く

- ・ 行政庁に事業年度の終了後3ヵ月以内に提出（整備法第127条）

公益目的支出計画実施報告書

- ・ 監事（会計監査人）の監査を受け、理事会で承認、社員総会（評議員会）に報告（注1）（整備法第127条）
- ・ 定時社員総会（評議員会）の日の2週間（理事会非設置法人の場合は1週間）前の日から5年間（従たる事務所は3年間）備え置く（整備法第127条）
- ・ 行政庁に事業年度の終了後3ヵ月以内に提出（整備法第127条）

貸借対照表

- ・ 監事（会計監査人）の監査を受け、理事会で承認、社員総会（評議員会）で承認（法人法第126条）
- ・ 定時社員総会（評議員会）の日の2週間（理事会非設置法人の場合は1週間）前の日から5年間（従たる事務所は3年間）備え置く（法人法第123、129、199条）
- ・ 行政庁に事業年度の終了後3ヵ月以内に提出（整備法第127条）

（注意）行政庁に提出する貸借対照表は、平成20年改正公益法人会計基準の貸借対照表の内訳表の形式で作成し、実施事業に係る資産が分かるようにしなければなりません。もしくは、注記で実施事業に係る資産が分かるようにしなければなりません。

（整備法施行規則第42条）（FAQ -4- ）

- ・ 定時社員総会（評議員会）の終了後、遅滞なく公告する（法人法第128条）

損益計算書（正味財産増減計算書）

- ・ 監事（会計監査人）の監査を受け、理事会で承認、社員総会（評議員会）で承認（法人法第126条）
- ・ 定時社員総会（評議員会）の日の2週間（理事会非設置法人の場合は1週間）前日から5年間（従たる事務所は3年間）備え置く（法人法第123、129、199条）
- ・ 行政庁に事業年度の終了後3ヵ月以内に提出（整備法第127条）

（注意）行政庁に提出する損益計算書は、申請時の別表E（2）-3「収支予算の事業別区分経理の内訳表」の形式で作成する必要があります。（整備法施行規則第42条）

- ・ 大規模一般社団・財団法人は、定時社員総会（評議員会）の終了後、遅滞なく公告する（法人法第128条）

貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- ・ 監事（会計監査人）の監査を受け、理事会で承認
- ・ 定時社員総会（評議員会）の日の2週間（理事会非設置法人の場合は1週間）前日から5年間（従たる事務所は3年間）備え置く（法人法第129条）
- ・ 行政庁に事業年度の終了後3ヵ月以内に提出（整備法第127条）

監査報告及び会計監査報告（会計監査人設置法人のみ）

- ・ 事業報告及び附属明細書、計算書類等についての監事（会計監査人）の監査報告
- ・ 定時社員総会（評議員会）の日の2週間（理事会非設置法人の場合は1週間）前の日から5年間（従たる事務所は3年間）備え置く（法人法第129条）
- ・ 行政庁に事業年度の終了後3ヵ月以内に提出（整備法第127条）

公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告

- ・ 行政庁に事業年度の終了後3ヵ月以内に提出（整備法施行規則第43条）

< 公益社団・財団法人 > *（評議員会）は財団法人の場合

3月31日までに作成する書類

収支予算書

- ・ 理事会（定款で規定されている場合は、社員総会（評議員会）で承認（注1））
- ・ 当該事業年度が終了するまでの間備え置き・閲覧（従たる事務所は写しで可）
- ・ 行政庁に事業年度の開始の日の前日までに提出（認定法第21条）

（注意）行政庁に提出する収支予算書は、申請時の別表G「収支予算の事業別区分経理の内訳表」の形式で作成する必要があります。（認定法施行規則第30条）

事業計画書

と同じ

資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

同じ

決算に関する書類

事業報告

- ・ 監事（会計監査人）の監査を受け、理事会で承認、社員総会（評議員会）に報告（注1）
- ・ 定時社員総会（評議員会）の日の2週間（理事会非設置法人の場合は1週間）前の日から5年間（従たる事務所は3年間）備え置き・閲覧
- ・ 行政庁に事業年度の終了後3ヵ月以内に提出（認定法施行規則第38条）

事業報告の附属明細書

- ・ 監事（会計監査人）の監査を受け、理事会で承認（注1）
- ・ 定時社員総会（評議員会）の日の2週間（理事会非設置法人の場合は1週間）前の日から5年間（従たる事務所は3年間）備え置き・閲覧
- ・ 行政庁に事業年度の終了後3ヵ月以内に提出（認定法施行規則第38条）

貸借対照表

- ・監事（会計監査人）の監査を受け、理事会で承認、社員総会（評議員会）で承認（法人法第 126 条）
 - ・定時社員総会（評議員会）の日の 2 週間（理事会非設置法人の場合は 1 週間）前の日から 5 年間（従たる事務所は 3 年間）備え置き・閲覧（法人法第 123、129、199 条）
 - ・行政庁に事業年度の終了後 3 ヶ月以内に提出（認定法施行規則第 38 条）
- （注意）行政庁に提出する貸借対照表は、収益事業等会計からの剰余金の繰入について 50% 超を選択する場合は、平成 20 年改正公益法人会計基準の貸借対照表の内訳表の形式で作成する必要があります。（FAQ -2- ）
- ・定時社員総会（評議員会）の終了後、遅滞なく公告する（法人法第 128 条）

損益計算書（正味財産増減計算書）

- ・監事（会計監査人）の監査を受け、理事会で承認、社員総会（評議員会）で承認（法人法第 126 条）
 - ・定時社員総会（評議員会）の日の 2 週間（理事会非設置法人の場合は 1 週間）前の日から 5 年間（従たる事務所は 3 年間）備え置き・閲覧（法人法第 123、129、199 条）
 - ・行政庁に事業年度の終了後 3 ヶ月以内に提出（認定法施行規則第 38 条）
- （注意）行政庁に提出する損益計算書（正味財産増減計算書）は、申請時の別表 G「収支予算の事業別区分経理の内訳表」の形式で作成する必要があります。（認定法第 19 条）
- ・大規模一般法人（貸借対照表の負債総額が 200 億円以上の法人）は、定時社員総会（評議員会）の終了後、遅滞なく公告する（法人法第 128 条）

貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- ・監事（会計監査人）の監査を受け、理事会で承認
- ・定時社員総会（評議員会）の日の 2 週間（理事会非設置法人の場合は 1 週間）前の日から 5 年間（従たる事務所は 3 年間）備え置き・閲覧（法人法第 129 条）
- ・行政庁に事業年度の終了後 3 ヶ月以内に提出（認定法施行規則第 38 条）

財産目録

- ・理事会で承認、社員総会（評議員会）で承認（認定法施行規則第 33 条）
- ・毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に作成し、その後 5 年間（従たる事務所は 3 年間）備え置き・閲覧（認定法第 21 条）
- ・行政庁に事業年度の終了後 3 ヶ月以内に提出（認定法施行規則第 38 条）

キャッシュ・フロー計算書（会計監査人設置法人のみ）

- ・理事会、社員総会（評議員会）で承認（認定法施行規則第 33 条）
- ・毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に作成し、その後 5 年間（従たる事務所は 3 年間）備え置き・閲覧（認定法第 21 条）
- ・行政庁に事業年度の終了後 3 ヶ月以内に提出（認定法施行規則第 38 条）

運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した

書類について

- ・ 定時社員総会（評議員会）の日の2週間（理事会非設置法人の場合は1週間）前日から5年間（従たる事務所は3年間）備え置き・閲覧（法人法第129条）
- ・ 行政庁に事業年度の終了後3ヵ月以内に提出（認定法施行規則第38条）

（注1）：上記書類等についての承認手続き等は、法律に基づいて記載しています。

法律とは別の承認手続き等を定款で規定している場合は、定款の規定に従うことになります。

以上、移行後に決算で準備すべき書類等を中心に特集しました。

.....

<スタッフより>

新年を迎え早や1ヵ月が過ぎようとしております。現在申請中で4月1日の移行を目指す法人様におかれては、行政庁とのやりとりが頻繁になって、大変忙しい時期かと思えます。

また、昨年中に移行された法人様では、新制度上の法人の初めての予算編成等で頭を悩ませておられるのではないかと思います。

今回は、1月24日に与党より平成25年度の税制改正大綱が発表されたことを取り上げていますが、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人に特有の税制では特定収入についての改正があります。これについては、平成26年4月1日移行の寄附金等からということでもまだ先の話ですが、寄附金の受入れ方によっては消費税の負担額が変わるということもあって、その影響額等については検討して対策を講じる必要があると思えます。

事例研究では、前年4月1日に移行された法人様も多いと思えますので、新制度に移行して初めての決算で準備すべき書類等について取り上げています。対象となる法人様におかれては、この内容をご覧いただき、漏れのないように決算等をすすめていただけたらと思えます。（廣門）

.....

ご要望・ご感想

- ・ ・ 本メルマガへのご要望・ご感想をお待ちしております。・ ・

[] support@shinohara-cpa.com

メルマガの変更・停止

- ・ ・ 登録アドレスの変更や、配信停止の手続きはこちらから。・ ・

[] kubotam@shinohara-cpa.com

<メールマガジンが正しく届かないなど、メールマガジンに関するお問い合わせは以下にお問い合わせください。>

発行：篠原公認会計士事務所グループ（篠原・植田税理士法人（非営利セクターチーム））

編集：窪田

住所：〒810-0023 福岡市中央区警固2-12-5 篠原CPAビル

TEL：092-751-1605 FAX：092-741-2581

.....